

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 7 年 7 月 10 日

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、筑後川上流総合管理事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は問いませんが、別表を参考とし、項目毎に必要な技術者の人数等が分かるように記載願います。
- (2) 提出期間：令和 7 年 7 月 17 日（木）から令和 7 年 7 月 24 日（木）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 見積件名
「小石原川ダム GNSS 計測監視等業務」
- (4) 提出先
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 宛
【担当】 経理課 椛島、福田
〒838-0012 福岡県朝倉市江川 1660-67
TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133
E-mail : nyukei_chikugojouryu@water. go. jp
- (5) 提出方法
参考見積書は上記（4）の担当者へメール（PDF 等）による提出を基本としてください。
なお、送信後、必ず、上記（4）の担当者にてご連絡ください。また、メールにより提出される場合は社印のある見積書の送付をお願いします。社印がないものについては、後日、社印を押印した書面を提出していただく場合があります。

4. 参考見積内容

(1) 業務作業項目、作業内容

本参考見積は、見積仕様書、別添図-1、別添図-2、別紙1に示す作業を実施するための標準的な歩掛かりとします。

(2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者等を徴取します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限

令和8年3月31日までとします。

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和7年7月10日(木) から令和7年7月16日(水) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (4) に同じ。

(3) 提出方法：3. (5) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和7年7月17日(木) から令和7年7月24日(木) まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積書提出者のご負担とさせていただきます。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以 上

見積仕様書

第1節 業務目的

本業務は、GNSS 計測機器を用いて堤体等の変位計測及び監視を行うものです。

第2節 計測位置等

GNSS 計測機器数は下表の通りです。

計測開始年	GNSS 計測機器数	通信回線数	備考
2019(R 元)	13 基+1 基 (基準点及び集約機) +2 基 (基準点) +2 点 (集約機)	5	(堤体)
	8 基 (内、2 基に集約機含む)	2	(斜面)

第3節 業務内容

3-1 計画準備

業務目的及び業務内容を把握したうえで、業務全般にわたる作業計画を立案のうえ、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとします。

3-2 GNSS 計測監視

ダム堤体等に設置した GNSS 計測機器を用いて計測及び監視を行うものとします。ここに示す GNSS 計測機器は、shamen-net 計測情報提供サービス (NETIS 登録番号: KT-190078-A) に適合したものとします。

(1) GNSS 計測機器の配置

GNSS 計測機器の配置は、別添図に示すとおりとします。

(2) 期間

GNSS 計測監視の対象期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までとします。

(3) 計測及び監視方法

【通常時】

1) 堤体変位の計測データ処理、監視は、受注者の業務場所等で行うものとします。

2) 計測項目・数量および計測データ処理

【計測項目・数量】

- ・ 堤体の変位量 (水平変位、鉛直変位)
- ・ 第2節の表及び別添図に示す設置点数とします。

【計測データ処理】

- ・ 時系列統計処理 (トレンドモデル) による誤差処理
- ・ 誤差要因の補正処理 (対流圏遅延補正など)
- ・ 解析セッションは、1 時間あたり 1 回とします。

3) 計測結果の配信

- ・ インターネットを通じ、ウェブサイトで閲覧できることとします。
- ・ ウェブサイトの更新頻度は下表の通りとします。

区分	ウェブサイト更新頻度
堤体・斜面	月 1 回以上
斜面 (GG-1, GG-6)	追加更新として 毎時 1 回以上

- 4) 監視項目
 受注者は、次の異常を確認した場合は、速やかに監督員に報告するものとします。
 また、次の異常のうち受信データまたはGNSS計測機器の異常の発生を確認した場合は、原因の究明や問題解決に取り組むものとします。
- ・ 堤体等変位の異常
 - ・ 受信データまたはGNSS計測機器の異常
 - ・ 斜面毎時計測点に関する閾値超過
- 5) その他

【地震時等】

地震または大規模出水が発生した場合、監督員により受注者に計測結果の報告を指示する場合があります。この場合、設計変更の対象とします。

速報として当該事象の発生前後等の変位量(報告回数:発生後、2回以上とする)を報告するものとします。また、地震等発生から一定期間、ウェブサイトの更新頻度を毎時1回として計測結果を配信するものとします。なお、地震および大規模出水については、下表の規模を想定しています。

事象
<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝倉市菩提寺、東峰村小石原で震度4以上が発表されたとき ・ ダム地点の計画高水流量190m³/sを超えたとき ・ 監督員が指示したとき (各ダムにおいて、ダム基礎岩盤の地震計が25gal以上の地震動を観測したとき、など)

3-3 計測結果整理

小石原川ダム(堤体・斜面)について、計測結果整理の対象期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとします。

計測されたGNSSデータは、観測パラメータ、観測期間、座標系、平滑化処理の方法、気象条件の記録、計測記録(GNSS計測値、平滑化結果)について整理するとともに、経時変化、貯水位との相関、変位分布等について、以下の項目をグラフやベクトル図等により整理し考察するものとします。

- ・ 時系列グラフ(水平変位、鉛直変位)
- ・ 平面ベクトル図、断面ベクトル図
- ・ 貯水位との相関

3-4 現地定期機器点検

適切な機器状態を維持するために、設置環境の確認(アンテナ基礎の緩み、架台のがたつき、電源供給部及び送電部品、通信機器等)を行うものとします。

頻度は、年に1回程度とし、時期については、10月～11月頃(出水後)に実施するものとします。

点検表については、任意のものとし、適切な機器状態であることを証明する点検実施結果を提出するものとします。

3-5 障害時現地調査等

第2節におけるGNSS計測機器について、障害や欠測が確認された場合、現地における調査等を指示する場合があります。この場合、設計変更の対象とします。

小石原川ダム原石山斜面GNSS計測点配置図

凡例 ● GNSS計測点

